

居住環境形成の新しい課題

— アメニティと景観に着目して —

日本 大阪大學 教授
工學博士 鳴海邦碩

はじめに

講演に先立ち、今回の韓國住居學會總會にお招きいただいたことを光榮に思に、感謝申し上げる次第です。

今回の講演のテーマは、〈住居環境形成の新しい課題 - アメニティと景観に着目して〉とし、近年の日本における状況について報告したいと思います。住宅を取り囲む状況は多様であり、どのような課題を取上げるにしろ、限られた時間に論をつくすことは難しいわけであり、今回の内容は、住宅を巡る一つの側面として、理解していただければ幸いです。

1. アメニティとは何か

アメニティは、英語の辞典によれば次のように規定されている。-- (場所、建物、気候などの)感じのよさ、快適さ、快感。(建物、土地に)住宅(地)としての價値を添えるもの(建物の様式、衛生的環境、周囲の景観など)。

このようにとらえられるアメニティは、居住環境づくりの基本であると考えられるが、〈場所、建物などの感じのよさ〉、〈建物、土地に住宅地としての價値を添える建物の様式、周囲の景観〉などに関して、これまで十分な配慮がなされてきたといえるだろうか。

歐米諸都市では、市街地に立地する住宅に関する論議が展開され、一定の方向が見出されつつある。ヨーロッパ諸都市では、既存の町のコンテクストを生かした住宅づくりが進められており、新しい住宅地開発においても、高層住宅に対する忌避傾向が強い。また、ニューヨークでは、公共的住宅としての高層住宅に対する批判が高まり、インフィル(充填)型の公共的住宅建設などが試みられつつある。

歐米諸都市における市街地住宅のあり方に関する論議に目を通してみると、次のような空間づくりの課題が指摘されている。

- * 劃一的な開発が都市から撤去してしまった空間の回復
- * 既にある空間や生活の文脈の存続
- * 居住者が歸屬意識をもつことのできるきめこまかな空間の構成

* 自發的にしかも適切に使用されると考えられるスペースの確保

* 生き生きとした近隣生活や安い商店の存在、等、

これらの課題は、劃一的な住宅團地に對する反省から生まれたものである。こうした課題が指し示しているものは、かつて普通のまちにあった環境を思い起させるかもしれない。だからといってそれが古いのでなく、それは人間が居住する環境のアメニティの条件であると考えなければならない。

日本においては、こうしたアメニティに關する對策が市民權をもちだしたのは新しいことである。その経緯を次に概観してみたい。

2. 日本におけるアメニティ施策の推移

①自然環境への關心

わが國における工業化の著しい擴大は、海や河川などの水質を汚染するなど各地に公害を引き起こし、一方で開發の展開は綠地を破壊していった。このような失われつつある自然の價値が認識され、まずこれを保全しなければならないという考えが廣がった。そうした考え方は、まもなく、綠のない都市環境への反省へとつながり、都市綠化の動きへと展開していったのである。

②歴史的環境への關心

1965年ごろから、都市化、工業化が著しく進展するなかで、歴史的な環境に關する關心が高まってきた。急激な都市化は各地に劃一的な市街地を生みだし、一方で歴史的な町並みの變貌が進んだ。そのような状況のなかから、失われていく歴史的環境を惜しむ傾向と、そうした歴史的な環境こそが人間的な環境なのではないかという認識が生まれてきたのである。その結果、歴史的環境保全の運動が各地に起きてきた。そして、近年は明治、大正、それに昭和戦前期に建てられた近代建築にもその關心が廣まっている。

③歩行者空間、道路空間への關心

工業化、都市化とともに自動車が急激に普及し、その結果、道路は自動車のための空間となり、歩行者のための空間が壓迫を受けるようになってきた。そして、1970年には、自動車事故による死傷者数が最高を記録した。このような状態から、道路を歩行者のために取り戻したり、都市のなかに歩行者空間のネットワークを擴大しようとする動きが展開してきた。そしてこの動きは、マイカーの普及による購買行動の變化などにつれて沈滞化しつつあった、商店街の活性化の課題と結びついたのである。また近年は、自動車と歩行者をうまく共存させようとする道路づくりの考えが生まれ、道路をより美しく快適にしようとする試みへと展開してきている。

④文化行政への取り組み

文化行政は、1975年頃より10年ばかりの間に、ブームの様相を呈するほど急速に全国各地の都道府縣から市町村にまで廣がりをみせた。このなかで文化の1%シス

テムは、施設や環境の文化的な整備を目的とした施策で、次のうるおいの町づくりの導火線になった。

⑤うるおいの町づくり

1981年6月、建設省が「うるおいのあるまちづくりのための基本的な考え方」という小冊子を発表した。このなかで「まさづくりに対する国民の関心が……安全、健康などの生活上の基本的な要求から、うるおいのある人間関係、豊かな自然、美しい景観、ゆとりのある空間、文化や伝統などに對する要求にまで高度化、多様化している」と、環境に對する國民的なニーズが新局面を迎えたことが述べられている。これに相前後するころから日本中の都市でうるおいのある町づくりへの試みが展開されてきていた。その内容は<緑化><歩行者空間の整備><歴史的環境の保全>などであり、これまでのアメニティ施策がそれなりに集約されている。

⑥都市景観の形成

魅力的な景観をもった都市が多く、訪問者を集め、都市活動においても生き生きとした賑わいをみせている。また、ある調査によれば、町並みの美しさは若者により強く支持されている。こうしてみれば都市景観の魅力が、その都市の総合的な魅力と強い関係のあることに気づく。そこから、優れた都市景観を実現することがまちづくりの目標ではないか、という考えが生まれてきた。自然環境、歴史的環境、歩行者空間や道路だけではなく、新しく建てられる建物もまた都市景観の重要な構成要素である。こうした建物もまた都市の魅力の創出に役立って欲しい。そうした思いもまた都市景観への關心となって表れてきたのである。

<景観>というまちづくりテーマがこれまでのアメニティ施策の諸テーマと遠うところは総合的だということである。道路は道路、河川は河川、建物は建物というような個別な對應でそれぞれが質的に向上しても、景観としてそれを総合的にみた場合に、不調和なり解決の水準の低さがみえてくるかもしれない。つまり、魅力的な都市をつくるためには、ものづくり事業を個別的に行なうのでは不十分だという認識が景観施策の根底にある。景観は見える環境の總體であり、それゆえに事業の總合化の手がかりになる。

3. 都市や地域の活性化と景観形成

このように、環境のアメニティ施策は<景観形成>という課題に収斂してきているが、その社会的な背景についてもう少し論じてみたい。

① 移動社會化

私たちの生活は移動社會化しつつある。その第1は、住居の移動である。パッカードによれば、アメリカでは平均して一生に15回引っ越しするといわれる。これに對して、イギリスでは8回、フランスでは6回、日本では5回である。アメリカでは自分の地位にふさわしい住宅地に住むことがあたりまえとされているし、イギリスもそうした傾向にある。日本の引っ越しは、環境のいい持家を取得するまでの引

っ越しである。

このような住居移動が越えることによって、環境の優れた住宅地は人びとを引きつける。これを逆にみれば、環境のよい住宅地には、人びとが定着する傾向が強くなり、望ましいコミュニティを形成できるということになる。

こうした状況のなかで、あたりまえの町もまた環境の魅力をもつべきだという考えが市民権をもち出した。高度経済成長に伴う大都市への人口集中の結果、廣大な新しい市街地が急速に形成された。同じような戸建て住宅や箱型のアパートが建ち並ぶ光景には、取り立てていうほどの特徴がなく、公共的な空間の量も質も低い。これか本當に住まうべき町の風景なのだろうか、という問いかけが生まれ、そこから、地域の歴史や文化を重視したり、公共的な空間の整備を圖るなど、アメニティ形成に配慮したまちづくりの試みが展開されるようになってきたのである。

移動社會化のもう一つの現象は、旅行である。生活水準の向上や餘暇の増大にもなって旅行が増大する。まず國內旅行が増え、やがて海外旅行の増大へとつながる。日本人の海外旅行の數字を具體的にみると、1970年66万人であったものが、80年には4百万人となり、さらに90年には1千百万人にも達した。つまり、魅力のある町は人びとを集め、一方で人びとの町を見る目が肥えてきているのである。

このような状況を反映して、地域の観光振興のために行なわれるまちづくりにおいて、景観づくりが重視されるようになってきた。歴史的な町並みの保存修景を基軸にした例が多いが、これまでの景観づくりの施策において積極的に取り組まれかつ成功しているのは、このような都市においてである。それらの事例をみると、景観を重視した環境の整備が、観光資源の形成と地域の若者に對する就勞へのインセンティブの創出など、複合的な効果を果たしている例がみられる。

<以下スライド>

4. 制度的な對應

このような状況を踏まえて、國の制度的な對應もなされてきた。そのなかで、重要なものは以下のものである。

1959年制定 1976年大幅改正 建築協定制度（建築基準法）

1975年 傳統的建造物群保存地區（都市計画法、文化財保護法）

1980年 地區計画法（都市計画法）

國のこのような制度的な對應にも増して重要なのは、地方公共團體が制定する條例である。1985年ごろから各地で、〈景観條例〉の制定が相次ぎ、さらに近年はさらに総合的な〈まちづくり條例〉が制定される傾向にある。

景観條例のなかで重要なのは、〈景観形成地區〉および〈景観形成協定〉である。〈景観形成地區〉はある一定の目標像にそって、建築物の自主的なコントロールをしようとするもので、歴史的な地區や住宅地などに適用される例が多い。〈景観形成協定〉も同様であるが、これは〈人の組織〉に重點がおかれている。

兵庫縣では1985年に、〈全縣全上公園化の推進に関する條例〉と〈都市景觀の形成等に関する條例〉が制定され、これらに基づき景觀形成地區が指定されている。その中で、出石町のもは歴史的地區において指定された例である。

〈以下スライド〉

5. 新しい住宅地形成の試み

このような動向を背景に、新しい住宅地づくりにおいても、新たな試みがなされるようになってきた。ここに取上げた事例は、町並みの形成を目指したもので、道路と宅地の融和が圖られ、時間とともに居住者が手を加えつつ育っていく環境づくりが目指されている。材料の選定にも配慮がなされている。

〈以下スライド〉

6. まちづくりに貢献する住宅への期待

わが國の住宅の規模や性能的な水準は、近年の經濟的な豊かさを背景に、各分野の努力が實って、少しずつではあるが向上してきた。さらに、新しい住宅が建つことによって、町自體のアメニティが増すことが必要である。もっとまちづくりに貢献するような住宅が考えられないだろうか。

それでは、まちづくりに貢献するとは、どういうことなのだろうか。〈まちづくりに貢献する公營住宅づくり〉などの施策の目的をみると、道路や公園、集會所などの施設を併せて整備することをもって、まちづくりに貢献すると位置付けている。そのような方向も重要ではあるが、ここで強調したいのは、〈町のたたずまい〉というか〈町の景觀〉といった觀點についてである。つまり、まちづくりに貢献するというのは、魅力的な公共空間の形成や、あるいは景觀的に豊かな都市空間の形成に寄與することだ。また、人びとの生活が生き生きと感じられる空間をつくり出す、という課題もある。

近年、景觀に対する關心が高まりつつあるのは、〈住まうに値するまちづくり〉つまり、アメニティ向上への期待がその背景にあるように思う。それはつまり、都市の開發や整備が進められてはいるが、納得できる〈集まって住むことがもたらすべき像〉をそこに見出すことができない、という評價の表明ではないだろうか。

